

愛知県栄養士会栄養ケア・ステーション設置要綱

1 目的

公益社団法人愛知県栄養士会（以下「本会」という）は、栄養の専門家である立場から、適切な栄養・食生活相談・指導をはじめ、健康栄養関連の事業企画・情報提供等を展開し、疾病の一次予防から三次予防までの観点から、身近な場所で個々人に対応した適切な専門的指導を行う体制を整えるとともに、地域住民の栄養改善、重症化防止、介護予防による健康寿命の延伸を図ることを目的に、「愛知県栄養士会栄養ケア・ステーション」を設置する。

2 設置場所

名古屋市中区伊勢山一丁目1番4号 公益社団法人愛知県栄養士会

3 事業内容

- (1) 県民・地域住民等の栄養・保健改善事業。
- (2) 健康の保持増進または疾病又はその重症化の予防に資する栄養改善事業。
- (3) 傷病者の療養、高齢者・障害者等の介護又は虚弱化・要介護化の予防に資する介護予防事業。
- (4) 栄養の知識の普及・啓発及び実践に資する事業。

4 運営体制

- (1) 業務の遂行・運営に当たっては別に定める運営要領によるものとする。
- (2) 事業の推進にあたっては各対応事業内容別に運営委員会を設け、事業内容や運営方法等について検討し、事業の円滑な運営を図る。
- (3) 次の運営委員会を設置する。
 - ア 食育推進運営委員会
 - イ 在宅医療・介護運営委員会

5 人材の確保と育成

- (1) 活動を希望する会員が本会に「愛知県栄養士会栄養ケア・ステーション活動登録」を申し出た時点で「愛知県栄養士会栄養ケア・ステーション活動登録会員」（以下「登録会員」という）となり、活動を行う。
- (2) 登録会員は、運営委員会が開催する研修会等の参加に努めなければならない。
- (3) 運営委員会は、適宜、研修会等を開催するとともに、登録会員に最新情報を提供し、資質向上に努めなければならない。

6 拠点の整備

事業は地域における活動が中心となる。したがって、地域の実情にあわせた拠点整備が重要と考えられるので、その体制づくりに鋭意努力する。

7 運営経費

運営経費は、全て本会計で受け入れ対応する。

その報酬の目安は別添「愛知県栄養士会栄養ケア・ステーション栄養指導等標準報酬(謝金)表」に基づくものとする。

8 他団体・機関との連携

管理栄養士・栄養士の顔が見える環境づくりをすすめ、地域密着型の栄養ケアを進めるため、地域の管理栄養士・栄養士にとどまらず、認定栄養ケア・ステーション、医療従事者関連団体、介護福祉関連団体等の連携協力を仰ぐ。

9 その他

本要綱の改正は理事会の議を経なければならない。

附 則 この要綱は平成18年4月1日から施行する。

平成19年	4月	1日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成21年	4月	1日	一部改正
平成22年	4月	1日	全面改正
平成24年	4月	1日	一部改正 (公益法人の設立の登記の日)
平成29年	4月	1日	一部改正
令和 元年	6月	1日	一部改正
令和 3年	2月	6日	一部改正
令和 5年	4月	1日	一部改正
令和 6年	4月	1日	一部改正
令和 6年	10月	26日	一部改正

愛知県栄養士会栄養ケア・ステーション運営要領

1. 目的

愛知県栄養士会栄養ケア・ステーション（以下、栄養ケア・ステーションという）は、公益社団法人愛知県栄養士会定款第3条に定める目的に基づき、栄養ケア・ステーション設置要綱に掲げる事業をはじめ、健康栄養関連の事業企画・情報提供を行うことから、その円滑な運営に資するため必要な事項を取り決める。

2. 対象となる事業内容

(1) 食育推進に関すること

- ① 栄養・食に関する相談
- ② 特定保健指導
- ③ 健康・栄養関連の情報、専門的知見に基づく成果物（献立等）の提供
- ④ 料理教室、栄養教室の企画・運営（スポーツ栄養を含む）
- ⑤ 食品・栄養成分表示に関する指導・相談
- ⑥ スポーツ栄養に関する指導・相談
- ⑦ 人材育成研修会・情報交換会
- ⑧ その他

(2) 在宅医療・介護に関すること

- ① 診療報酬・介護報酬にかかる栄養食事指導とこれに関連する業務
- ② 上記以外の病院・診療所などの医療機関と連携した栄養食事指導
- ③ 訪問栄養食事指導
- ④ 障害福祉サービス等に対する栄養食事指導とこれに関連する業務
- ⑤ 地域包括ケアシステムにおける予防対策関連事業
- ⑥ 料理教室、栄養教室の企画・運営
- ⑦ 人材育成研修会・情報交換会
- ⑧ その他

3. 運営委員会の設置及びその役割

(1) 運営委員会の名称

- ① 食育推進運営委員会
- ② 在宅医療・介護運営委員会

(2) 運営委員会の体制

- ① 運営委員会には委員長を置く。
- ② 委員長は会長が委嘱する。

- ③ 委員は関連する職域部会長から適任者の推薦を受け決定する。なお、委員数については各職域間のバランスに配慮しつつ定める。
 - ④ 委員長と委員は理事会の承認を得なければならない。
 - ⑤ 委員会の運営は委員長が責任を持って実施し、適宜その経緯を理事会に報告しなければならない。
- (3) 運営委員会の役割
- ① 登録会員を対象とした栄養相談技術や新たな栄養情報等に関する研修会を実施する。
 - ② 登録会員の指導力向上を図るため、直接的な支援の場の提供や関連する情報の提供などを行う。
 - ③ 事業内容の課題に対応するため、適宜、各運営委員会を開催する。

4, 業務の遂行

- (1) 業務の遂行に当たって栄養ケア・ステーションにセンター長及び事務担当を置き、これに当たる。
- (2) 業務の円滑な運営を図るために、アドバイザーを置くことができる。
- (3) 業務はセンター長が調整し、依頼する。
- (4) 受託した業務は責任を持って遂行する。
- (5) 業務遂行後は速やかに、従事業務内容の結果を報告書にて提出する。

5, 経 費

- (1) 運営経費は、別途定める「愛知県栄養士会栄養ケア・ステーション栄養指導等標準報酬（謝金）表」に基づき得られた事業対価及び事業補助・助成金、委託金、会費等を充てるものとする。
- (2) 会計は栄養士会の本会計で処理し、4月1日から始まり翌年3月31日をもって事業年度終了とする。
- (3) その他会計上必要が生じたときは、理事会の議を経て決定する。

附 則 この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は公益法人の設立の登記の日、平成24年4月1日から施行する。

令和	元年	6月	1日	一部改正
令和	3年	2月	6日	一部改正
令和	5年	4月	1日	一部改正
令和	6年	4月	1日	一部改正
令和	6年	10月	26日	一部改正